

平成30年度三木町農業委員会
10月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会
10月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成30年10月22日
(会議時間) 13:30～15:40
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数16名

1番	渡辺 正春(欠席)	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫(欠席)		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 大西浩之係長
7. 亀井正則主査

(別紙)

(1) 議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(再審議)
 - 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第6号 非農地証明願について
 - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第2号 使用貸借返還通知について
- (2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について
- (3) 農業経営改善計画認定申請について
- (4) その他

事務局

それでは、10月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等18件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中16名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、渡辺委員、多田委員、鎌倉委員です。定例会議事録署名委員につきましては、中川委員と谷井委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が8件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と農業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。議案に入る前に、みなさんにお諮りしたいことがございます。神山地区の農地利用最適化推進委員の脇さんが病にかかっておりまして、養生していただいていたんですが、やはり推進委員を辞職したいと要望がありました。そういう事情でして、仕方がないことだと、私は思い辞職届を受理させていただきました。推進委員さんのことにつきましては、皆さんのご意見、賛否を採って決めていかなければなりませんので、一番初めにお話をさせていただくことになりました。脇農地利用最適化推進委員の辞職に関しまして、体調不良ですから仕方がないと思うんですけど、賛成される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で賛成されました。病気でございますので、自分の体を一番に治すのが大義一番ですので、今回の議事を賛成することにし、次の委員を公募するのようにしたいと思います。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字四角寺 2筆 961㎡
地目：田2筆
譲受理由：公売による取得
権利：所有権移転公売
備考：公売公告第7号 売却区分番号12-7

番号2 申請地：池戸字四角寺 2筆 1,214㎡
地目：田2筆
譲受理由：公売による取得
権利：所有権移転公売
備考：公売公告第7号 売却区分番号12-9

番号3 申請地：氷上字東青岸 7筆 4, 577㎡
地目：田7筆
譲渡理由：農業廃止
譲受理由：新規就農
権利：所有権移転売買

番号4 申請地：上高岡字揺木 1筆 312㎡
地目：田1筆
譲渡理由：相手方の要望
譲受理由：隣接地の取得
権利：所有権移転贈与

番号5 申請地：上高岡字三条 2筆 1, 179㎡
地目：田2筆
譲渡理由：子への贈与
譲受理由：親より受贈
権利：所有権移転贈与

番号6 申請地：下高岡字江村 13筆 7, 451㎡
地目：田6筆、畑7筆
譲渡理由：子への贈与
譲受理由：親より受贈
権利：所有権移転贈与

番号1について説明します。

番号1については、2か月前の定例会におきまして、適格証明をした案件でありまして、無事公売で落札されたということで3条申請がされたものです。

番号2について説明します。

番号2については、2か月前の定例会におきまして、適格証明をした案件でありまして、無事公売で落札されたということで3条申請がされたものです。

番号3について説明します。

番号3については、譲渡人が農業廃止するため、新規就農する譲受人に所有権移転するものです。下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、相手方の要望により、隣接地の取得になります。下限面積等も問題ありません。

番号5について説明します。

番号5については、親子間の贈与になります。

番号6について説明します。

番号6については、親子間の贈与になります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

事務局

番号1、番号2につきましては、公売におきまして、申請人が公売を行い落札した案件であります。適格証明を出した案件でありまして、再度3条申請の許可を得ないと所有権移転登記ができないうということもありまして、3条申請がなされたものであります。一度適格証明を出したこともあり、特に問題はないものと思われまます。

13番委員

番号3につきまして、譲受人が農協の選果場におられた方ですけども、今回、農地を購入し、新規就農するということです。

8番委員

番号4につきまして、譲受人のすぐ横にある田んぼですが、過去に遡って交換分合の取消しということですが。

番号5につきましては、親から子への贈与で、特に問題はありませんでした。

11番委員

番号6につきましては、親から子への贈与になります。特に問題はありません。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

番号1と2ですが、公売で取得となっておりますが、現状ではこの土地は耕作されておるんですか。それを確認をお願いしたいのと、聞き漏らしたんですが、番号3ですが、町外の方ですが、所有権移転をして、新規就農とありますが、ここは今後誰が耕作するのですか。

事務局

まず、番号1と2につきましては、現状ですけども、耕作はされておりません。現状の所有者ですけども、すでに亡くなられており、その相続地を相続者が遠くにいるために耕作されておらず、税務署に差し押さえられ、公売としてあがったものです。よって、現状の方は耕作はされておらず、譲受人が取得して耕作等を行っていく計画であると聞いております。また、3番につきましては、譲受人は新規就農者として、いちごをしていくという計画であります。すでに現場は譲渡人が使用していたハウスがありまして、そこを引き継いで譲受人がいちごを作付けしていく計画であります。以上になります。

1 2 番委員

番号1と2につきましてですけども、3条許可で許可になりますと、当然許可を受けた方は耕作をしなければならないというそういう条件があると思いますが。

事務局

営農計画、ここはどのように営農していくかというような計画書が提出されておまして、その計画に則って耕作をしていくように事務局として把握しておりますし、指導の方もしていくべきものだと思っております。

1 2 番委員

最近、耕作放棄地がだんだんとあるんだけども、こういう類については特に農業委員会としては、耕作する必要があるのかなあとと思いますけども、今後の対応としてよろしくをお願いします。

事務局

はい。

1 8 番委員

番号3ですが、今あるハウスを使って苺をするということですが、そのほかの農業用機具については、譲渡人の物をそのまま使用するということですか。

事務局

はい。管理機は1台所有しております。その他トラクターにつきましては、譲渡人が使用していたものを借り受けるようになっております。また、譲受人のお手伝いとして可能な限り譲渡人に、最初のうちは手伝ってもらおうということを聞いております。

3 番委員

番号3ですが、現在町外にお住まいですが、就農したらどうするんですか。

1 3 番委員

最終的には、譲渡人の農地を全部購入していくという話になっています。

3 番委員

町内に住む予定があるわけですか。

1 3 番委員

はい、農地の近隣で。

3 番委員

現況はどうなっていますか。

13番委員

譲渡人は農業廃止ですので、譲受人にハウスから設備一切スライドしたような形で、調子が悪いのは修理をしたりと段取りをしているらしいです。また、今まで譲渡人のところに4名ほどパートがいるんですが、そのパートもそのままスライドして苺の作業にかかっている状態です。

3番委員

本人さんがそこまでしているのであれば、成功を祈るばかりです。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第2号、議案第3号になりますが、この中に9番委員に関するものがございます。農儀容委員会法第31条により、親族もしくは、その配偶者に関する事項については、その審議に関与することはできないという規定がありますので、9番委員は、退室を願います。

9番委員

(退室)

会長

それでは、議案第2号、議案第3号におきまして、2件ありますので、その分だけ先にしたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての番号1、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：鹿伏字中所 1筆 195㎡
地 目：田1筆
現 況：宅地1筆

目 的：宅地拡張
併 用 地：宅地 760.32㎡
造 成 時 期：昭和49年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申 請 地：鹿伏字中所 1筆 409㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：住宅2階建 1棟 69.56㎡
車庫 1棟 36㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告願います。

1.4 番委員

それでは、現地調査の報告を行います。10月分の農地法関連の申請について去る、平成30年10月15日(月)の午前9時から4条申請1件、5条申請8件につきまして、協会長、高尾職務代理人、中川委員、谷井委員(当番委員)、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。5条申請番号2につきましては、隣接農地所有者との調整が未了であり、現在、転用事業者と隣接農地所有者との間で、話し合われているとのことでした。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

18番委員

それでは、議案第2号4条許可申請番号1で、宅地拡張ということで、造成時期は昭和49年頃となっております。三木町は都市計画区域の指定に平成3年1月11日になったんです。それまでは、三木町全域家を建てる時には、工事届だけでよかったという非常に手続きが簡略化している時期でした。そういうこともありまして、農家や土地所有者の方は、自分のところに建てるというのは、自由に建てていた、そういう時期でもあったようです。

それから、5条申請番号1についてですが、譲渡人と譲受人は親子でして、親の家の横に家を建てるということです。使用貸借権設定ということで、また、町道に面しており、別段不都合はないということですので、よろしくお願いします。

会長

それでは、議案第2号農地法第4条申請について、各委員さんから何か質問はありませんか。

3番委員

添付されている地図に書かれてある名前と、申請者の名前が違いますが、関係は。

12番委員

地図に書かれてある方は、申請者の親になります。現在は、亡くなっており、相続で、申請者に名義変更しております。

会長

他に何かございませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請番号1について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、9番委員の入室をお願いします。

9番委員

(入室)

会長

それでは、続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請番号1以外について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号2 申請地：池戸字青木 3筆 5, 177 m²
地 目：田3筆
現 況：田3筆
目 的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：池戸字青木 1筆 2, 548 m²
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号4 申請地：池戸字青木 1筆 899 m²
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：太陽光発電設備
権利の種類：賃貸権設定

番号5 申請地：池戸字青木 1筆 497 m²
地 目：田1筆
現 況：田1筆

目 的：資材置場
権利の種類：賃貸権設定
併 用 地：宅地 65.90㎡

番号6 申 請 地：池戸字酒井殿 1筆 494㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：住宅平屋建 1棟 104㎡
車庫 1棟 27.09㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号7 申 請 地：氷上字蔵西 1筆 1,065㎡
地 目：田1筆
現 況：田1筆
目 的：土仮置場
権利の種類：賃貸権設定
併 用 地：一時転用 平成31年2月28日まで

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。なお、隣接農地所有者との調整が未了となっております。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、公共工事に伴う一時転用で、期間は平成31年2月28日までとなっ

ております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

1 2 番委員

番号2から番号6は、私の地域です。番号2から番号5につきましては、1つの団地形成をしています。団地形成している中で、それぞれの関係者が太陽光発電をしましようということで申請されております。そういった中で、特に番号5ですが、資材置場ということですが、これも、太陽光発電をするときに、いろいろな機具を置くということで、資材置場となっております。後に出てきますが、2,000㎡を超えますと隣接の同意がいる類になるかと思えます。そのことで、今日現在、隣接同意の状況を事務局からお話ししていただきまして、今後の取組みをしないといけないと思えますので、よろしくをお願いします。

番号6について、譲渡人と譲受人は親子関係と聞いております。場所につきましては、香川大学農学部東側になります。特に問題はないと思えます。よろしくをお願いします。以上です。

3 番委員

番号7について、これは、町直営の下水道工事のための一時転用で申請されています。これは、仮設置場ということで、工事が終わり次第田んぼに戻すということになっておりますので、よろしくをお願いします。

事務局

事務局より補足で説明させていただきます。番号2につきまして、面積が5,177㎡となっております。隣接農地の方の同意を求めますけれども、このたび、申請地の北側にある農地の所有者に事業者が説明に行ったところ、太陽光の設置ではなくて、設置に伴い電柱の建設、建てる場所が所有者にとって都合が悪いということで、景観が悪くなるという理由から、隣接の同意をしたくないという書類が出てきております。ただ、こちらの農地につきまして、事務局で再度調べましたところ、耕作者が別におりまして、ここの農地の所有者につきましては、県外に在住の方でありました。その親族の方が地元にお住まいで、業者はその方にお話を聞きに行ったことです。なお、農地法上では、隣接の同意を求めるときには、隣接農地の耕作者に求めることになっておりまして、その耕作者が隣接農地を転用されることにより、耕作することに不利が生じるかどうかの確認であります。このたび、事業者が、隣接の所有者に同意を求めに行ったのは、いわゆる、要請等の範囲でありまして、いずれにせよ、転用することにより隣接農地所有者に対しましても、事前に十分な説明をする必要があったとのことで、隣接の同意をもらいに行ってもらったものであります。事務局としては以上になります。

3 番委員

場所は宗戸ですか。

1 2 番委員

場所は、登松という集落です。

3番委員

池戸のどのあたりですか。

12番委員

地図に載っていませんが、上側が新川です。新川の南側になります。

3番委員

ということは、池戸の八幡がある通りですか。

12番委員

いいえ、これは池戸の旧街道です。

3番委員

宗戸のほうに行く道ですか。

12番委員

そうです。

18番委員

高田に抜ける道です。

3番委員

そしたら、鉄工所があったでしょ。

12番委員

そう、鉄工所の手前です。

3番委員

この下の道は何mあるんですか。

18番委員

4mぐらい。

3番委員

4mあるんですか。

事務局

あります。

3番委員

4 mあれば、この場所は農振地区になっているでしょ。

事務局

農振には、入っていないです。

3番委員

入っていないのは、おかしい。これ、現状の契約は進んでいますか。

事務局

事業者との契約の進捗までは、把握していません。

3番委員

これ、進入路も1つの問題ですよ。番号5の部分から入ることですか。この資材置場になっている。

事務局

そうです。実際の工事につきましては、番号5の場所を通過して西側から順にパネルを設置する。パネルの設置をする施業者の方は、3件とも同一の業者となりますので、順に設置していき、最終的にフェンスで区切って、それぞれの場所の譲受人であります業者に渡すということになっておりまして、機器の管理につきましては、人が通れるような農道等がありますので、そこから管理するということになっております。

3番委員

これね、面積的に1町くらいあるでしょ。これ、大開発になるけどそのあたり、調整はできていますか。

事務局

土木建設課には、1,000㎡以上ということで、協議の手続きを進めるよう伝えておりまして、すでに、書類は提出されたと聞いております。

3番委員

ここは、地盤がちょっと低い。ちょっと大雨が降ったら、あふれるところや、はっきり言って。今まで田んぼであれば、土地が吸っていたんだけど、非農地になったら一気に出ますからね。これは、十分注意しないと付近の住民の人に迷惑がかかると思う。地図で見ると、右側、新川の土手沿いの道みたいな感じがあるんですが。

18番委員

土手よりまだもう一つ南、池戸の街に入る道。

3番委員

池戸の商店街から新川にかけてちょっと、地盤が低い。

18番委員

特に東側は。

3番委員

そこは宗戸ですね。

12番委員

登松という地名があるところなんです。ここが町道です。幾分こっちよりやや高いんです。

3番委員

この案件、先月も出てましたか。

12番委員

ここは、初めてです。次のページにある案件、この道の右側になりますが。これは、違います。開発協議も出していますか、今。

事務局

出ています。

2番委員

こういういろいろな田んぼをあわせてする時で、田んぼの高低がありますが、畔や畦畔とかもあ
ると思いますが、そういうのはどうするんですか。全部なしにしてするんですか。

12番委員

形状を説明してください。

事務局

現状高さは、原則現状のままで高さは変えない。ほぼ高さは変えずに地盤改良としてセメント改
良し、その上に防草シートを引いて、雑草等は生えないようにするというので、特に浸透率とか
は従来の田んぼとさほど変わらないと聞いております。

12番委員

場所的には、段があるところではないので。

2番委員

もう1つ、それぞれの地図をくっつけてみると、例えば、番号3の人は1枚全部を売ってないよ

うに見えます。田んぼの一部だけということですか。

事務局

添付しています地図は、ゼンリンが発行しています地図で、点線の位置も実際の田んぼの位置と必ずしも一致しているものではありませんので、現場を確認してみたところ、実際ここには、1枚の田んぼで、隣の田んぼとの間にはコンクリート畦畔がありました。

2番委員

持ち主が少しだけ田んぼを残しているというわけではないんですね。

事務局

そういうわけではないです。

2番委員

これを含めて番号2についても、かくかくとなっていますが、

事務局

別の所有者になります。

2番委員

南側は残る田んぼということですね。西側はまっすぐになりますか。番号4を合わせると、角が出るような形になるような気がします。これも地図の違いですか。

事務局

番号4は、かぎのような形になります。

2番委員

かぎになるんですか。かぎのような形になって西側にもかぎのような農地が残るということですか。

事務局

はい、そうです。

2番委員

わかりました。

3番委員

しかし、所有者が4人もよく賛同しましたね。

6番委員

これだけの面積ですけど、排水は西側、亀田の方に排水するんですか。それしかないんですか。

1 2 番委員

排水は、亀田の境の水路へ流れていきます。

6 番委員

大きな太陽光の面積分、ぽつと水が出た時には排水が十分にできるんでしょうか、西に抜けるのは。

1 2 番委員

そのへんの、計画排水量については、把握してはおりませんが。

3 番委員

これ、水路がないですね。

1 2 番委員

横に水路があります。

6 番委員

新川が高いから北へ抜けんから、西しかないわ。

1 2 番委員

排水は、亀田の方に行くんです。ただ、高低の計画の確認はしていませんが、地元では改良区も同意はいただいております。

2 番委員

資材置場も最終は太陽光を据えるんですか、工事が終わるころには。

事務局

太陽光パネルの設置はしないです。今回、転用地が広いために、管理用地として車等を止めてそこから見回りをするために使います。

2 番委員

ここは、進入路になるんですね。今も道ですか。

事務局

併用地の部分は宅地です。

2 番委員

それでは、宅地の中を通過して管理するわけですか。

事務局

今回の事業者の中に含まれておりますので、その点につきましては事業の方と話はできております。

会長

他に何かご意見はありませんか。

12番委員

事務局、隣接同意の関係をはっきり説明してください。

事務局

番号2についての隣接同意ですが、今回事業者の方が土地所有者の方にしかアポを取っておらず、実際耕作している耕作者の同意がまだとれていないということで、至急耕作者に関しましては同意をとると聞いております。実際、農地法上の規定は耕作者の同意があれば、隣接同意はとれたものとみなすということになっておりますので、その耕作者の同意が得られ次第問題はなくなるものと思っております。また、隣接の所有者につきましては、土木建設課の開発協議のほうで対応を進めているという話になっておるといっています。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請、番号1以外について、特に番号2については2,000㎡を超えますので、隣接同意が必要になります、隣接同意を得ることを条件にして、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請(再審議)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請(再審議)について

番号1 申請地：池戸字宮ノ前 2筆 3,592㎡

地 目：田 2 筆
現 況：田 2 筆
目 的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号 1 について説明します。

こちらの案件につきましては、7月の農業委員会定例会におきまして審議がなされ、保留になった案件であります。こちらにつきましては、隣接の同意が取られていないということで、再度事業者の方が隣接農地の方と協議をするということで、保留になっておりました。この度、隣接農地の方との協議を行ったとの書面が出てきたため、再度委員会にて諮るため申請に及んだものであります。協議内容の説明をいたします。まず、業者が提案した事項といたしまして、当初計画していたものよりフェンスの設置位置を田んぼの中の方にずらして設置すること。また、キュービクル、太陽光発電設備のための施設でありますキュービクルの設置場所を、隣接農地から離れた位置、境界から5mほど離れた位置に設置すること、また、草刈り等の対応をしやすいするために、設置するフェンスの下側を50cm、フェンスをあげての設置をすること。また、地盤につきましては、雑草等の生えにくいような形で地盤を造成すること。また、もし雑草が生えた場合は、事業者の方が責任をもって対応すること。といった条件のほうと事業者が、隣接農地の所有者に提案し、話し合いがなされたと、書面にて出されております。その結果を持ちましての、隣接農地の所有者の方の同意がまだ得られていない状況であります。以上のことを鑑み、再度ご審議をさせていただきたく思います。よろしく申し上げます。

会長

どうもありがとうございます。これは、先ほどの農地の反対側に位置する地域でございます。この地域は、水が集まりやすく、また、排水が悪いため、台風等の時、もし太陽光設備の足などにゴミとかが挟まった際に、水が溜まって被害が発生する恐れがあります。隣接の方々とはよく話して、被害が発生しにくい方法を考えて同意を得ることが大切です。しかし、農業委員会は申請された書類を40日以内に県の方へ上程しなければなりません。こういった内容につきまして、何かご意見、ご質問があれば申し上げます。

12番委員

ただいま、会長の方からさっきも触れましたけども、この地域につきましては歴史的背景がございまして、この太陽光発電をする場所一帯が、このあたりの水が地形的にここに水がよってくるんです。これに今、2年や3年、もう歴史的この地域に水がやってくるということで、被害が被ることが多いんですけども、たまたま、この上側に新川が通っております。新川河川激甚災害対策特別緊急事業ということで、昭和62年10月に、台風19号がやってきました、この激特事業で300億円もいれまして、この新川本流の堰の統廃合、昔は堰は固定で堰をやっていたのか多かったんですけど、これらをすべて統廃合して、転倒堰に換えております。今申したとおり、前からこの地域は地域的に水がよってくるということで、この地域の方々は、非常に被害を被っている状況でございます。そうした中で、たまたまですね、この下流域末端のところで、前田亀田地域との、当然この水は亀田地域に流れていくんです。三木町の末端のこの水がです。亀田地域との歴史的なこと

もあるんですが、排水しておってでも、境界付近で、全部の水がはけるような口径にさせてもらっていないこと、これは昔からなんです。例えば、1 mの排水の断面があっても、亀田の区域では、50 cm という制限をされています。それが悪循環で今に至っておるわけでございまして、この区域になんぼ新川激特事業できたりしましても、水がどんどんやってくるという状況でございます。そういったことで、関係の方も特に、大水が来て稲わらや、なんじゃかんじゃや、その太陽光発電の脚に引っかかった場合には、水があふれるがと、その地域一帯に迷惑をかけるという思いも、当然あるわけですけども、そのような状況の中で、これは、地元自治会じゃなくても、やはり、三木町として、この区域の排水は考えるべきではないかということで、前から要望は来ております。ポンプアップして、新川に流したらいいではないかという要望も前から来ておりますけども、未だにそれができていないと、何を申しまして、亀田の水域の口径を縮小されとるというものが、これが非常に歴史的なものあるんですけども、非常に不都合があるということで、しかしながら亀田地域は、その口径を大きくしてもらえないというようなことでございますので、地元としては、やはり、その対策をしていただきたいと、今も、大きい要望は町の方にいってるとは思います。揚水機、ポンプアップして新川に放流するという方法としては、町の方にあがっておると思いますけども、そういった地域の中での太陽光発電をするということで、端場の方にいろいろ問わないといかんという思いを関係の方、隣接の方は非常に心配しておるということでございます。そういったことで、隣接同意うんぬんについてかなり厳しいものがあるのではないかと、現状、三木町の現状ですこれは。三木町この辺の水がこのあたりにやってくる、それがありますんで、地元の方は非常に心配していることがございますんで、会長、実情はそういうことでございますんで、私の方から説明しておきます。はい。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(なし)

会長

ないようでございますので、議案第4号農地法第5条許可申請再審議でございます。ここはまだ同意をいただけていませんので、不許可とし、県に上程したいと思います。不許可に賛成される方は挙手をお願いします。

3番委員

不許可。
どうして。

会長

先ほども申していますが、太陽光の脚に、木などが溜まった場合、水があふれて、皆さんに被害が起きますので、いわゆる起こらないように体制をして、地元とご理解をいただいたうえで、同意をしたうえであれば良いと思いますけど。そうでない場合は、難しいんじゃないかなぁと私は判

断します。

3番委員

これは先月出た物件ですか。

12番委員

7月に

3番委員

で、再協議ということで。

12番委員

あの、7月に審議案件で出ましたが、隣接同意が得られていないということで、やはり、我々、隣接同意はあるというような物件でございますので、7月にはそれが出ないというわけで、保留にしたというわけでございます。その後、事業者と地権者関係者が協議をして、隣接の同意をもらわなければならないということで、再度今月出した状況でございますけども、やはり、その先ほども申し上げましたとおり、水がどんどんやってくる地域なので、その関係者、隣接の関係者もそれを心配してですね、その打開策として、維持管理上の問題で、施行者、経営者、そういう方と話し合いを再度して、うまくいくように指導はしたわけですけども、まだ、その状況が同意をいただけていないというようなことでございます。そういった中ではたして、三木町農業委員会としては、これを許可、不許可ということでございますので、結局は、申請されたとしても書類が未整備であるという一つの位置づけになるのではないかと思いますけど。各農業委員さんにご意見、会長さん、聞いてみてください。

会長

これに対して、何かご意見ございませんか。

3番委員

これ、先ほどの物件とこれと隣同士ですね。ということは、最初の物件は賛成すると。これについては反対と。そしたら理屈が合わないのと違いますか。

18番委員

何回も説明しますが、さっきの物件とこの再審議の地区は、かなり町道が高い位置にあって、せき止めた状況がこの今の審議している案件なんです。

12番委員

もう左側は、そうじゃなくて、若干こっちの田んぼよりかはいいと。今言っているところは、あふれるところなんです。左と比べたら、全然違うんです、状態が。だから、それだけ心配しているんです。

3番委員

先程言いましたように、太陽光の下、雨水がいつぺんに出ますから、この排水だけきちっとやっとな、近所の人迷惑する、それこそ、隣接の同意書が大事になってくる。田んぼだと若干田んぼが吸うので。太陽光になったらいつぺんにでますよ。

12番委員

いろいろ検討してはいますが、現状下で太陽光発電するには、基礎の部分、盛土はあまりしないということで、ほとんどしないということで、その下はなんらかで整地しますが、盛土、何センチも上げるわけではないんです。平場で下を整地して太陽光発電の骨組みをするということで、一般的な宅地造成と若干内容が違うわけなんです。だけど、今言っている区域については、昔から歴史的背景があって、水がどんどんやってくる区域で、左側とはちょっと状態が違うんです。今言っているところが、土地が低いんです。それだけ心配しているんです。

3番委員

そしたら、これ、譲渡人が所有者ですが、もってる人の近所ですか。この契約の進行状態はどうなってますか。これチャラにしないといけないようになるのでは。

12番委員

さっきの案件と所有者も同じですけど、若干形状的には、今再審議しているのがかなり厳しい面があるんじゃないかというような状況なんです。だから、太陽光発電の骨組みして、そこにゴミが溜まったら、近隣にね。

3番委員

そしたら、その物件について、譲受人がですね、先々月に出してるその後は折衝しているのですか。

12番委員

どうなんですか、事務局、その後。

18番委員

その報告は最初にしていました。

会長

もう一度してください。

事務局

譲受人の委託している行政書士の方から進捗があったということで、隣接の方と話をしたということで、書面が出できたので、それをもとに、今回再度お諮りしたということでもあります。なので、話自体は、進めていっているということで、そのことについて譲受人は理解の方はしているということになっています。

3番委員

これ、チャラにするということになったら、納得してくれるのですか。

事務局

それは、納得しないと思います。恐らく、四国電力や経済産業省とは太陽光発電設備設置の手続きを進めておりますので、今後相手と話をしてみないとわからないところでありまして、チャラになることは恐らくないと思います。

12番委員

今の段階、状態で、隣接同意ももらっていないということで、そういう状況の中で、農業委員会として許可すべきかどうかという疑問はあります、現実には。だから、例えば農業委員会で許可できないということで、どっちにしても県に進達をしないとイケないわけです。そういう、三木町農業委員会で否決になったということにつきましても。

3番委員

言っていることはわかりますが、例えば、同じ案件、同じ地区で、別の案件で許可としている。うちは、先々月出しているが、という問題が出るでしょ。なんで保留していたのかということで。

12番委員

だから、先の案件については、当然同意をもらってからの許可ということで。

3番委員

そういうことは説明しているのですか。

事務局

間に入っております。行政書士が前の案件とこの案件で同じ業者ですので、その点を踏まえて理解を得られていると思っております。

3番委員

それなら、条件が整わなかったら、チャラにするということわかりますが、そのあたり、町で、三木町は何をしているのかという、後々業者から苦情が出たら困ります。同じ条件のところ、こっちは許可、こっちは許可していないと。不公平ではないかと思われる。

12番委員

さっきの案件で、事務局が説明したように、隣接同意を取ってもらわないとイケないというのは同じなんです。だから、これで隣接同意が取ればそれはイケるという話ですね、事務局、さっきの分は。

事務局

先程の案件は、隣接農地の耕作者についての同意を求めることということで、結論付けたと思いますが。

3番委員

丸く収まるのですか。

11番委員

ちょっといいですか。この2枚の田んぼは、町道を挟んで持ち主が両方に持っているわけです。2枚だけがいつも水に浸かるところで、高い脚にするとか、そういう条件付きで許可したらいいと思います。そうでなかったら、あのままではだめです。事故が起きる元です。そこら全部耕作していたので、一応知っています。

12番委員

先程の案件と今の案件、隣接同意うんぬんがなかったら、それは当然合わさないとはいけない。

会長

そうですね、今の案件につきましては、業者と地元とお話をさせていただいて、どのようにしていくかということ、やっていかなければならない。ただ我々としては、1か月も2か月もほっておくわけにはいけませんので、県に対して上程しなければならぬ中で、この分については、否決とさせていただきます。

今も一生懸命お話をさせていただいていると思いますが、話を進めていただいて、双方納得するようにならないと、していただくようお願いしたいと思います。

3番委員

事務局には重いですよ、しまいできるんですか。

4番委員

農地の状況が違うわけですね。町道挟んで右とか左とかじゃなく、農地の状況が違うから、状況に応じて、地元の人の同意をもらわないといけないです。

3番委員

それは、わかりますが、事務局の方であれば、業者の話し合いについて、なんというか、問題が出るとは思います。円満にできるかどうかですね。

4番委員

我々の役割は、状況を円満に、円満にするには、決は出しにくいです。状況がこのようでは。地元の同意がもらえないとわかっていますから。それであれば、我々は保留にしないといけない。

3番委員

保留といっても、白紙にするかどうかですよ。

会長

受けたものは、報告しないとイケませんので、とりあえず、決は出さないといけないです、承認か、否決か。

3番委員

決ということは、賛成ですか。

4番委員

地元の同意を確認してからですね。

会長

今までもいただいていますので、これからもしていただく。

4番委員

農地の状況が違う、地元委員も言っていますが、状況が違う。それを賛成したら、我々かぶってきますよ。

12番委員

会長、議案第3号の番号2から5の案件と、再審議の案件は、区分がいます。番号2から5はどうするかです。

会長

最終的には、同意がいますから。

12番委員

保留ですね。

事務局、今言いましたように、議案第3号の番号2から5ということで、太陽光発電で隣接同意うんぬんは当然取ってくるわけですが、再審議の分がどうなのでしょう、7月に保留して、今回再上程していますが、それをなおかつ隣接同意がないという状況の中で、保留ということか、不許可かという、そのへんの判断です。どっちがどうかわかりませんが。日数の問題もあるのかな、申請して、受付して。

事務局

そうですね、受付してから一定期間内に県に進達はなければいけないことになっていますので、ちょっと、この場で委員会としての判断をいただきたいところではあります。

12番委員

7月に保留して、なおかつ今日保留というわけにはいけない、日数的に。

事務局

はいそうです。

12番委員

そうになったら、決を取らないといけないわけですね。承認するか。承認できないかという。前の方は保留ということになるのかな、隣接同意が得られていないから。

事務局

まもなく、同意を得られるということをおっしゃっていましたので、進達する予定ではあります。

12番委員

だから、副会長、2つの方法か、この案件については、会長。

会長

保留はできない、決めないといけない。

12番委員

否決した場合、再審議、農業委員会で承認できませんとした場合、承認できないことを踏まえて県へ進達しないとイケないのかな。

事務局

そうです。

12番委員

そういうことですね。

事務局

そういうことになっています。

12番委員

諮ってください。再審議の分を先。

18番委員

もう一度整理します。整理しますと、議案第3号番号2から5の案件は、この道を境にこちら側がぐうと低いんです。地元委員から説明があったように、こちらからの水がずーっと集まってくるとい条件で、ちょっとこちら側と条件が違くと。まあ、できればここにポンプ場でも建つのがいいんでしょうけど、なかなかできないので。隣接同意が取れない内容がいわゆるその水にかかわってくるので、これ、安易には解決できない。で、もし、こことここに家があり、ここでいろいろなものが詰まると非常に大変なことになるというのが、隣接者の話で、同も同意をしにくいという内容なんです。で、こちら側とはちょっと違う状況です。こちらもものすごく低いんです。1度ご

覧になればわかりますけど。まあ、そういうことなので、7月に出てきたんだけど、我々としても、近隣の同意を得てくださいということで、ちょっと、保留にしていたわけです。現時点で、話し合いはしたんだけど、合意まで入っていないという状態なんで、我々としては、先ほどあった県への進達する日数があるし、農業委員会としては決をせざるをえないというふうな考えが全段階だと思います。

5 番委員

今の太陽光発電についてですが、脚を長くして水が出るようになれば、高くすることもあると思いますが、それほど、電気を集めて、キュービクルというところで、直流を交流に換えるという設備があるんですけど、その高さを高くしないと、やっぱり、詰まるということだと思うんですが、電気ですので、危ないので、そういうことを地元の皆さんとしっかり、建設の業者のかたとかしっかり、協議していただいて決めるべきではないかと思います。

会長

再審議につきまして、高低差があり、難しい問題だと思います。ただ、なんでも通したらいいというわけではないし、やっぱり皆さん方の被害がないように、よく重視をしてやっていかなければならない、まず、この再審議について今回皆様のご意見を集めたいと思います。この再審議におきまして、同意がすべて得られていないので、否決としたいと思いますが、賛成される方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致です。本件につきましては、否決という形で、県に上程をするようにしたいと思います。ただ、これからもこの件については、業者とか地元の方とこれからも引き続き、ご相談をしていただき、よりよくなるよう方向を求めていきたい、いつていただきたいと思います。それで、反対側の農地につきましては、これも面積が広うございますので、地元の同意が必要でございますので、同意をもらっていただくようお願いをしたいと思います。

それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：氷上 2, 357.58㎡

地目：田

変更前：平成30年9月30日

変更後：平成32年9月30日

番号1について説明します。

番号1については、当初の計画では、平成27年10月10日から平成30年9月30日までに工期を終え、分譲住宅すべてを売るとしていたのですが、未建築の箇所があるということで、2年間の工期延長し、平成32年9月30日までの工事期間延長の事業計画変更の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 13㎡
地目：田
目的：農道

番号2 申請地：井上 1,282㎡
地目：畑
目的：山林

番号1について説明します。

番号1については、すでに農道として利用されております。既存の農道が狭かったために、申請地13㎡を造成し、農道として奥にある田んぼに入るために使用しております。面積も13㎡であり、農業用に使うということで、非農地証明願の適用範囲内のため申請がされたものです。

番号2について説明します。

番号2については、こちらの農地につきましては、周囲が山林であることもあり、また申請地自体も急傾斜地であるため、耕作を行うのは困難であり、長年耕作をしていなかったところ、周囲の山林に取り込まれるように雑木等が生い茂り、現在は山林のようになってしまったため、また、農

地への復元も見込めないため、非農地の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

番号1について、地図で見る限り、農道ではなく、むしろ宅地となる部分に見えるんですが、現状はどうなのですか。

事務局

図の書き方に不手際がございまして、実際は、現場は境界が明確にわからないですけど、道の中に申請地があるということで、申請者も位置を示しており、事務局としても道の中に申請地があるという認識で、受け付けたものです。

18番委員

実際に、前後の農道が図よりも膨らんでいるということですね。

事務局

はい、そうです。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第6号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が27件、再設定が14件で合計41件になります。総設定面積は138,593㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は18件で、総設定面積74,253㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第7号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：井上 3,047㎡

地 目：田

解約日：平成30年9月10日

解約理由：転用のため

番号2 申請地：井上 3, 047 m²
地 目：田
解約日：平成30年9月10日
解約理由：転用のため

番号3 申請地：池戸 1, 979 m²
地 目：田
解約日：平成30年9月29日
解約理由：転用のため

番号4 申請地：池戸 2, 548 m²
地 目：田
解約日：平成30年9月29日
解約理由：転用のため

番号1、番号2について、農地機構を通じた貸し借りではありますが、このたび土地所有者が、土地を転用する計画が転用業者から持ち掛けられ、また借り人でもある耕作者、香川県農地機構の同意も得られたため、解約の手続きになったものです。

番号3、番号4について、今月の転用申請がされている案件です。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：井上 1, 091 m²
地 目：田
解約日：平成30年10月15日
返還理由：借り手の変更

番号1について、借り人が規模縮小のため解約したいという申し出があったもので、こちらの農地につきましては、すでに香川県農地機構を通じた貸し借りの手続きに入っているところでありま

すので、返還理由を借り手の変更としております。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請について説明します。三木町農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて、三木町では他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、主たる従事者1人あたり370万円程度、年間の労働時間を2,000時間程度を目標にしています。平成30年9月26日、10月1日、10月2日、10月9日に新規認定申請3経営体、変更認定申請1経営体、合計4経営体の方と農業経営改善計画作成相談会を実施しました。当日、認定申請者ご自身の意思による5年後、平成35年の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものです。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしく申し上げます。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

7番委員

認定農業者に年齢制限はないんですか。

事務局

年齢制限はありません。

会長

他に何かありませんか。

新規の経営体で飼料作物を作るということで出ておりますが、いろいろなところで出来た肥料を散布していくと思います。その中で、牛ふん等が入るのであれば、散布した後、ご近所に迷惑にならないようにしていただくとともに、そういった可能性があれば、そのへんをもって締結をしていただきたいと思います。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農業経営改善計画認定申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年10月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____